

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針 改訂素案」について意見募集します。

横浜市では、平成22年12月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、子どもたちの良好な教育環境を確保するため、学校規模の適正化等を推進しています。しかし、策定から7年以上が経過し、住宅開発による局所的な児童・生徒の急増など環境の変化に対応するため、見直しが必要となっています。

このため、同基本方針の改訂に向けて、教育委員会からの諮問に基づき、学識経験者・保護者代表・地域代表・学校関係者等からなる附属機関である「横浜市学校規模適正化等検討委員会」において検討を行い、平成30年7月に、議論の内容をまとめた答申が教育委員会へ提出されました。

この検討委員会の答申を踏まえ、このたび、横浜市教育委員会では基本方針の「改訂素案」を作成しました。今後、改訂素案に対する市民の皆様からのご意見を募集し、年内を目途に基本方針を改訂・公表する予定です。

募集期間	平成30年9月28日（金）から10月29日（月）まで （送付の場合は10月29日必着）
応募資格	どなたでもご応募いただけます。
応募方法	郵送、FAX、電子メール、インターネットのいずれかの方法で、 下記【問合せ・応募先】まで、ご意見をお寄せください。
【問合せ・応募先】 〒231-0017 横浜市中区港町1-1（関内駅前第一ビル3階） 横浜市教育委員会事務局 施設部 学校計画課 TEL : 045(671)3252 FAX : 045(651)1417 Eメール : ky-keikaku@city.yokohama.jp インターネット : 横浜市教育委員会事務局ホームページに専用フォームを掲載予定 横浜市教育委員会事務局ホームページ URL : http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/	

* 応募用紙と資料の配布、閲覧は、募集期間中、市役所市民情報センターまたは各区役所の広報相談係で行います。横浜市教育委員会事務局ホームページからもダウンロードできます。

- いただいたご意見については、ご意見の概要とそれに対する横浜市教育委員会の考え方としてとりまとめ、後日、公表します。個別の回答はしかねますので、ご了承ください。
- 電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。
- いただいた情報は、本件以外の目的で利用したり、第三者に提供したりすることはありません。

お問合せ先

教育委員会事務局学校計画課担当課長 増田 潤 Tel 045-671-4027

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針 改訂素案（案）」について（概要）

※下線部は主な改訂部分

I 通学区域制度

1 通学区域制度の基本的な考え方

住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とする。

また、通学区域に関する問題を解消し、児童生徒の教育環境を改善するため、通学区域の変更や弾力化の方策を、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら進めていく。

2 通学区域設定にあたっての考え方

「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

① 学校規模

小規模校と大規模校が隣接するなど、学校規模に不均衡が生じている場合は、各学校が適正規模となるように、通学区域の設定・変更等を検討する。

② 通学距離

本市では、市域の大半が市街地であり、その道路交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則とする。徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内とする。

③ 通学安全

児童生徒の通学時における安全を確保するため、道路交通事情をはじめとする通学路の安全環境を見極めた上で、関係区局で連携し、通学区域の設定や変更等を検討する。

④ 地域コミュニティ（自治会・町内会等）や行政区

自治会・町内会区域を分割する通学区域において、地域からまとまった要望が出た場合は、同一の自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通学することができるようにするなどの見直しを検討する。また、通学区域の設定・変更等にあたっては、行政区境との関係にも配慮する。

⑤ 小学校・中学校の通学区域

小学校の通学区域が2校以上の中学校の通学区域に分かれている場合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなるときには、多数の進学者と同一の中学校に就学できるように通学区域の設定や変更、または、特別調整通学区域の設定等を検討する。

さらに、小中一貫教育の推進を考慮した通学区域の設定や変更等を検討する。

3 通学区域の適正化方策

「通学区域の変更」、「特別調整通学区域の設定」を基本として調整し、適正化を進める。

① 通学区域の変更

通学距離、通学安全、地域コミュニティとの関係、行政区、小学校・中学校の通学区域、学校の受入れ能力等に支障がない場合、通学区域の変更により適正化を図ることを基本とする。

② 特別調整通学区域の設定

通学区域の変更が諸事情により難しい場合は、特別調整通学区域の設定を検討する。

③ その他の方策

「通学距離」「通学安全」に関する課題が通学区域の変更や特別調整通学区域の設定で解消できない場合、または諸事情によりその変更や設定ができない場合には、状況に応じた支援策等も検討する。

今後、学校統合やその他状況の変化に対応し、「通学距離」「通学安全」に影響を及ぼす可能性がある場合は、地域状況に応じた支援策等についても検討する。

4 遠距離通学支援策についての考え方

学校統合等による通学区域の拡大や、学校施設の建替えに伴い一時的に他の施設を活用する期間に、望ましい通学距離を著しく超える場合、例外的な対応として、遠距離通学支援策の検討が必要である。また、検討にあたっては、通学距離だけでなく、個別の事情も考慮する必要がある。

5 通学区域の弾力化

保護者や地域の信頼に応える学校づくりを推進し、学校選択の機会を拡大していく観点から、学校運営や地域コミュニティに配慮しつつ、通学区域の弾力化を推進する。

① 特別調整通学区域制度

通学区域の適正化や地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から、特別調整通学区域の設定の検討を進める。

② 指定地区外就学許可制度

これまで許可基準の緩和や申請手続きの簡素化を図ってきたが、今後も引き続き制度を周知するとともに、必要に応じて許可基準の見直しを検討する。

③ 通学区域特認校制度

制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しており、制度の見直しが必要である。

④ 学校選択制

学校運営や地域コミュニティに大きく影響しない範囲で、従来実施してきた制度に併せて、一定の制限を設けた上で更なる学校選択機会の拡大を図るための新たな方策としての学校選択制については、他都市事例の研究や、保護者や地域住民、学校関係者などからの意見及びニーズを把握して引き続き検討を進める。

II 適正な学校規模について

1 適正な学校規模の考え方

本市においては、教育効果との相関、教員配置など教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などから総合的に判断し、小・中学校では 12～24 学級を「適正規模校」とし、小学校で 11 学級以下、中学校で 8 学級以下を「小規模校」、中学校における 9～11 学級を「準小規模校」、小・中学校で 25～30 学級を「準適正規模校」、31 学級以上を「過大規模校」とする。

	11 12			24 25		30 31 (学級数)		
小学校	小規模校			適正規模校		準適正規模校		過大規模校
中学校	小規模校	準小規模校		適正規模校		準適正規模校		過大規模校
	8 9	11 12		24 25	30 31 (学級数)			

2 学校規模の適正化方策

(1) 基本的な考え方

学校規模の適正化方策については、児童生徒の教育環境の改善のため、積極的に推進する必要がある。保護者や地域住民の理解や協力を得ながら、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討、実施することにより、小規模校、過大規模校の解消を推進する。

また、小規模校や過大規模校の状態が解消されない場合やその進行が著しい場合等で、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討が必要な場合は、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」に基づき、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう部会を設置し、十分な調整を行う。

(2) 小規模校対策について

小規模校の課題を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的かつ効率的な学校経営を行うために、地域と十分に調整を図り、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更及び弾力化等を行い学校規模の適正化を推進する。

なお、通学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や実施によっても小規模校が解消しない場合については、学校統合について検討を進めることとする。

◎学校統合の対象となる地域

- ① 小規模校の学校が複数近接する地域
- ② 小規模校と適正規模校・準適正規模校が近接する地域
※ 学校統合後の学校規模が、恒常的に 31 学級以上の過大規模校とならない範囲とする。
- ③ 小規模化の進行が著しく、教育環境確保のため早急な対応が必要な地域
※ 将来小規模化が予測される学校も、小規模校と同様に対象とする。

◎学校統合時の配慮事項
<p>①学校統合の対象校の児童生徒及び保護者や地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。</p> <p>②児童生徒の教育環境が低下することがないように統合校の施設に配慮する。</p> <p>③学校統合前後の過程において、<u>学校間の児童生徒等の交流を実施するための期間設定など</u>、児童生徒の心理的負担の軽減に努める。また、交流期間においては、必要に応じて、<u>P T A等の組織の再編に係る支援を行い、学校運営や支援活動の滞りがないよう配慮する。</u></p> <p>④小学校の学校統合については、小中一貫教育の観点から、中学校通学区域や小中一貫教育推進ブロックに配慮する。</p> <p>⑤学校統合により<u>適正な通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し実施する。</u></p>
◎学校統合時の学校施設の考え方
<p>既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、既存の学校施設の規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討する。</p>
◎学校施設の建替検討との関連
<p><u>学校規模の適正化の方策として、学校統合を検討する場合には、検討対象校の学校施設の築年数等を踏まえ、学校施設の建替えも併せて検討する。老朽化対策と機能改善についても検討し、効率的な施設整備を進める。</u></p> <p>また、大幅な通学区域の調整についても検討するとともに、増築などの施設整備に係る費用軽減も検討する。</p>
◎部会の配慮事項
<p><u>部会を設置して学校規模の適正化に向けた検討を円滑に進めるためには、必要に応じ、学校運営協議会や横浜市学校規模適正化等検討委員会など、外部の知見を参考にする。</u></p>
◎学校統合によって生み出される旧学校施設の利活用
<p><u>学校統合によって生み出される土地、建物については、「横浜市資産活用基本方針」及び「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づき、立地特性や地域のニーズ等を十分に把握しながら、本市として、利活用の検討を行う。</u></p>

(3) 過大規模校対策

児童生徒の急増により、過大規模校となることや教室不足が見込まれ、学校の分離新設や増築等による対応が見込めない場合には、通学支援策を考慮した上で、早期に大幅な通学区域の変更等の検討が必要がある。

また、通学区域調整による方策だけでなく、指定校以外の学校へ就学を認める取組を検討するなど、新たな学校規模の適正化の方策について検討する必要がある。

◎分離新設を検討する条件
<p>学級数が 31 学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合。ただし、施設、教育内容、児童生徒指導などに支障がない場合はこの限りではない。</p> <p><u>なお、分離新設を実施するための予定地の確保が困難な場合は、分離新設以外のその他の方策を柔軟に講じることを検討する。</u></p>